

女川町地域医療センター及び女川町老人保健施設
の指定管理者の選定結果等について

女川町地域医療センター及び女川町保健施設の指定管理者候補者の選定にあたり、女川町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、申請団体から提出された申請書類に基づきプレゼンテーション審査、質疑等により審議を行い、指定管理者候補者を選定しました。

その結果を踏まえ、町では、女川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、その管理を行うものについて、次のとおり選定しました。

1 指定管理者

- (1) 団体名：公益社団法人 地域医療振興協会
- (2) 所在地：東京都千代田区平河町二丁目6番3号
- (3) 代表者：理事長 吉新通康

2 指定管理者候補者としての選定理由

選定にあたり、審査基準に従い35項目を審査したところ、980点中755点で、当委員会が定めた指定管理者候補者として適格と認められるB評価となったため、指定管理者候補者として選定しました。（別紙「審査結果表」のとおり）

3 指定期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで（10年）

4 申請状況（公募によらない選定）

- ・指定団体数：1
- ・申請団体数：1

5 指定管理者候補者の審査経過

(1) 選定委員構成

- ・委員長：女川町副町長
- ・委員：外部有識者2名、教育委員会教育長、町職員3名
- ・計7名

(2) 審査経過

期日	審査経過等
令和2年10月19日	第1回選定委員会 ・会議の趣旨及び選定委員会審議日程等協議 ・審査基準及び評価方法の説明及び審議 ・審査等（プレゼンテーション等審査）及び質疑
令和2年10月29日	第2回選定委員会 ・審査評点集計結果の説明及び指定管理者候補者の選定 ・答申書（案）の審議 ・選定結果公表資料の審議

女川町地域医療センター及び女川町保健施設指定管理者候補者審査結果表

審査項目		計
1 事業計画の内容が、町民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること 【配点20点 合計140点】		110
基本理念及び運営方針等について 女川町民の平等な利用の確保について サービス向上のための取組みについて	女川町地域医療センターにおける基本的な政策や計画、あるいは女川町地域医療センターの設置目的や位置づけ等を十分に理解した上で、それらに適合した理念や運営方針を持っているか	23
	女川町老人保健施設における基本的な政策や計画、あるいは老人保健施設の設置目的や位置づけ等を十分に理解した上で、それらに適合した理念や運営方針を持っているか	22
	事業内容に偏りがあり利用者が限られたり、特定の団体等を優遇するなどの恐れがなく、すべての利用者が平等に利用できる計画となっているか	23
	外来・入院患者及び入所者向けのサービスの質の維持、向上するための具体的かつ適切な提案が示されているか	20
	町民や利用者からの意見、苦情に対して、それらを反映させる仕組みを構築しているか	22
2 施設の効用を最大限に発揮するものであること 【配点52点 合計364点】		286
基本的な医療及び介護機能について	外来診療体制は患者が受診しやすいように配慮されているか。また入院診療体制は女川町内で唯一の入院機能を有する医療機関として、患者の特性にあわせた体制になっているか	22
	医療機関に併設しているメリットを生かした介護保険施設サービスが提供できる体制となっているか	23
	看護部門の適切な運営が行われ、適切な看護・介護ケアが提供される体制となっているか。また総合医とともに活動できる人材を継続的に育成できる提案となっているか	21
	地域の医療・介護の中核的存在として、地域の医療機関や介護サービス事業者との連携を強化し、これら関係機関とネットワークを構築し、医療・介護相談や情報提供など協力できる体制としているか	22
	医師及び看護師並びにその他の職員の配置計画や各部門の組織・責任体制等について、具体的な計画になっているか	22
政策的な医療機能について	一般診療のほかに健康診断、検診及び予防接種並びに保健衛生に関する業務も充実して実施する体制となっているか	24
	救急医療に係る診療方針、診療体制等について、具体的かつ適切な計画になっているか	19
	災害時医療への対応等について、避難住民の収容、救急患者の受け入れが可能な医療体制になっているか	22
	被ばく医療に係る診療方針、診療体制等について、具体的かつ適切な計画になっているか	20
	小児医療に係る診療方針、診療体制等について、具体的かつ適切な計画になっているか	24
	離半島を有する地理的環境を考慮した独自の提案があるか	24
	通院困難な患者や長期入院治療を必要とする患者への対応について、具体的かつ適切な提案がなされているか	22
	町民の疾病状況等から今後の医療提供に関する積極的な提案があるか	21

3	事業計画の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること 【配点44点 合計308点】		233
	安全対策、危機管理体制等について	安全管理、感染対策、医療事故等に対し、適切な対応・対策が十分に なされているか。また、法令遵守の取組みが具体的に定められている か	23
		個人情報保護に対する対策が十分に なされているか	23
	施設及び設備の維持管理について	施設及び設備の保守点検、清掃、警備等適切な維持管理のための基本的な 考え方が あるか。また、管理にあたっては、法令等に定める有資格者を配置する体制とな っているか	21
		防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制が十分に なされているか	22
	収支計画書の内容と実現性について	事業計画と収支計画に整合性があり、運営（指定管理業務）に係る効率化が 図られ、実現可能な見込みはあるか	20
		全般にわたって費用対効果を意識した内容となっており、過大な収入見込み、 過小な経費見込みは見受けられないか	21
		経費削減のための提案があるか	22
		施設等の管理運営計画が、明確かつ適正な内容であるか。また、施設の中長 期的な改修、備品の調達に係る費用負担について、明確かつ適正な内容である か	20
		指定管理に係る運営交付金の額は適正か	20
		土地・施設・設備及び備品等の使用に係る経費負担について、明確かつ適 正な内容であるか	22
		利用料金等の収受は、適正な体制であるか。また患者、利用者負担金の未 収金回収の取組は積極的に 行われているか	19
4	施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有して おり、または確保できる見込みがあること 【配点16点 合計112点】		86
	安定的な運営が可能となる財政基盤について	指定管理者の経営状況が良好であり、健全に行われているか（損益計算書、 収支予算書、国税及び地方税を滞納していないことを証する書類）。指定 管理者の貸借対照表に基づく自己資本、借入、非常時の支払能力等は適 正であるか。財務体質は健全なものとなっているか	22
		医療及び介護事業における実績を有しており、成果を上げているか（当該 団体の事業及び活動内容に関する書類）	23
	安定的な人的基盤や病院経営の実績・経験等について	医師及び看護師並びにその他の医療従事者が継続的に確保できる方策が 示されているか	19
		病院、診療所及び介護施設運営（指定管理業務）に関する専門的知識や 資格、経験を十分に有しており、将来的な機能変更、病床規模の再編等 にあたり、独自の有効的な提案があるか	22
5	職員の処遇と人材育成について 【配点8点 合計56点】		40
	職員の人事制度等について	人事制度及び勤務評価と業績に連動した給与体系について、独自の提 案あるいは考え方が示されているか	20
	人材育成について	職員に対する研修や自己研鑽のための制度が整備されているか	20
【委員点数 各140点】 合計980点			755
			B

評価	評価基準及び点数	
A	特に優れた指定管理候補者として選定できる。	784点～980点
B	優れた指定管理候補者として選定できる。	588点～783点
C	指定管理条件を満たすにとどまり、指定管理候補者としての選定の検討又は再考が必要である。	392点～587点
D	指定管理条件を満たしておらず、指定管理候補者として選定できない。	245点～391点